

防府市観光振興推進協議会設置要綱

平成23年7月8日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市観光振興基本計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、防府市観光振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進捗管理及び成果検証に関する事項
- (2) 計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他観光振興に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光関係団体の代表
- (3) 市民の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 観光関連事業者
- (6) 行政関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 第3条第2号及び第4号から6号に掲げる委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体の構成員を代理人として出席させることができる。ただし、あらかじめ代理出席届（別紙様式）の提出により、会長の承認を得た場合に限る。

（説明等の聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（会議の公開）

第8条 会議は、原則公開とする。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、文化スポーツ観光交流部観光振興課に置く。

2 事務局長は、観光振興課長をもって充てる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

防府市観光振興推進協議会

会 長 様

団体名 _____

代表者 _____

連絡先 _____

代理出席届

年 月 日に開催される防府市観光振興推進協議会の会議について、
下記の者を私の代理として出席させたいので、申し出ます。

記

代理出席者

団体名 _____

氏 名 _____